

第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画

第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画

船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策 についての計画

令和7年度(2025年度)～11年度(2029年度)



はじめに



近年のこども・子育てを取り巻く課題は多岐にわたり、放課後ルーム・保育所等の待機児童の解消、児童虐待の発生予防、こどもの貧困対策、ヤングケアラーや特別な配慮を必要とするこどもへの支援、こどもの居場所の確保など、きめ細やかに対応していくことが求められています。

このような中で、令和5年度にこども施策の司令塔となる「こども家庭庁」が発足し、こども施策を総合的に推進する「こども基本法」が成立しました。こども家庭庁では、こどもが自立した個人として

ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、こどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に進めています。

本市では、これまで「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」、「第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」、「親子のしあわせ応援プロジェクト」を策定し、さまざまな子育て支援の充実を図るとともに、令和5年9月には、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」への就任を宣言しました。

このたび、全てのこどもの健やかな成長と子育て支援を総合的に推進するため、これらの計画を統合し、新たに「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を策定いたしました。

この計画では、『「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念としています。

今後の社会の担い手となるこどもたちが、心豊かに笑顔にあふれ生き生きと育つことができる環境を作ることは、私たち大人の責務です。

本市には、まちづくりに関わってくださっている多くの市民の皆様がいます。こどもたちが将来に夢と希望を持ちながら育ち、また保護者が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てができるまちづくりに、市民の皆様と共に取り組んでまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「船橋市子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケート調査やグループインタビュー、パブリック・コメント等にご協力いただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

船橋市長 松戸 徹

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	6
(1) 法的位置づけ	6
(2) 計画体系における位置づけ	8
第2章 こども・子育てを取り巻く状況	9
1. 船橋市の現状	11
(1) 人口等の状況	11
(2) 出生の状況	14
(3) 女性の就労の状況	15
2. 地区コミュニティと行政ブロック	16
3. 市民の満足度	18
第3章 計画の基本的な考え方	19
1. 基本理念	21
2. 基本方針	22
第4章 施策の展開	25
基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実	27
基本施策2 こどもの健全な育成の充実	30
基本施策3 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実	37
基本施策4 母子保健の充実	41
基本施策5 親子のふれあいの場づくり	45
基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実	49
基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進	54
基本施策8 経済的支援の実施	63
基本施策9 子育てを支援する地域社会づくり	68
基本施策10 児童虐待防止対策の充実	71
基本施策11 仕事と家庭の両立支援の推進	76

横断的施策 こどもの貧困対策	79
----------------------	----

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

87

1. 子ども・子育て支援新制度の概要	89
(1) 子ども・子育て支援新制度の創設	89
(2) 新制度の概要	90
2. 新制度における認定区分等	91
(1) こどもの認定区分	91
(2) 幼児教育・保育の無償化について	92
3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	93
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	93
(2) 事業別の教育・保育提供区域の設定	93
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	94
(1) 量の見込み算定の考え方	94
(2) 確保方策算定の考え方	95
(3) 保育（3号0歳、3号1歳、3号2歳、2号）	96
(4) 教育（1号、教育利用希望の2号）	105
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	106
(1) 利用者支援事業	106
(2) 延長保育事業	108
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）	110
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	113
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	114
(6) 養育支援訪問事業	115
(7) 地域子育て支援拠点事業	116
(8) 一時預かり事業	118
(9) 病児保育事業	124
(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	127
(11) 妊婦健康診査事業	128
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	129
(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	129
(14) 子育て世帯訪問支援事業	129
(15) 児童育成支援拠点事業	130

（16）親子関係形成支援事業	130
（17）産後ケア事業	131
（18）妊婦等包括相談支援事業	131
（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	132
第6章 計画の推進	133
1. 計画の推進に向けて	135
2. 計画の推進とともに対応を検討する事項	135
資料編	137
1. 用語解説	139
2. 計画策定の体制と経緯	148
（1）計画の策定体制	148
（2）船橋市子ども・子育て会議条例	148
（3）船橋市子ども・子育て会議委員名簿	151
（4）船橋市子ども・子育て支援事業計画等策定委員会設置要綱	152
（5）策定経過	154
（6）子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要	155

